

当社は、「経営方針」、「企業倫理規範」、「企業行動基準」にコンプライアンスを重要事項として定め、これらに基づき業務を遂行しています。IMSにおいても、品質・環境・労働安全衛生に関する法規制等を確実に遵守することを方針の一つとし、管理・監視活動を行っています。

大平洋金属における 法規制等遵守の取り組み

当社は、IMS方針に「国内や海外の関係する法律、規制、および当社が同意する要求事項の遵守」を掲げ、法規制等の遵守をIMS活動の最も重要な項目の1つとして位置づけています。IMSとして法規制等の遵守に関する手順を定め、管理活動を実施し、定期的に現場や書類等の監視・点検を行っています。

品質管理活動においては、フェロニッケル製品、スラグ製品に関する品質規格を遵守するため、製品の分析を徹底し、製品が品質規格や有害物質規制を遵守していることを確認しています。

フェロニッケル製品に関しては、製品の成分が品質規格やお客様の要求を満たしているか分析し確認するとともに、有害物質（JIS G 2316に定められた物質、RoHS指令の物質）の非含有確認を実施しています。スラグ製品に対しては製品分析に加え、土壌汚染対策法に基づく溶出量試験を実施しています。

環境および労働安全衛生に関しては、「環境法規等一覧」「OH&S法規等一覧」を作成し、各部署で関連する法律の確認および遵守評価を実施しています。その結果を環境管理室、安全衛生管理室で審査し、さらにIMS管理責任者が確認・評価を実施しています。環境法規制については、ばい煙発生施設、水質特定施設等に法規制値、協定値より厳しい「自主管理値」を定め、自主管理値の遵守状況を「自主管理基準確認表」を用いて毎月点検しています。労働安全衛生関連法規制については、職場パトロールを行い、法規制等遵守の違反につながりかねない問題が無いかをチェックし、是正処置を実施しています。

また、IMS活動の中で遵守事項に違反や不備が発生した場合は、是正・予防処置を実施し、発生原因の追究と再発防止に取り組んでいます。



煙突でのばい煙測定

2014年度の実績

2014年度は、品質に関する法規制や基準の違反はありませんでした。

環境に関しては、排水終末処理施設の稼働もあり、法規制値、協定値の超過はありませんでしたが、ばいじん濃度の自主管理値超過が2件発生しました。これらに対しては、原因の追究と再発防止対策を実施した結果、設備の管理方法の改善だけでなく、施設自体の改善につながりました。さらに、類似施設への改善策の水平展開を行ったことで、自主管理値超過に対するリスクを低減することができました。

労働安全衛生に関しても、遵守状況確認の結果、労働安全衛生関係法規制に重大な違反は有りませんでした。しかし、混練機械の安全装置機能を解除しての不正使用、玉掛け合図に従わず、クレーン運転士が独自判断操作をしたことによる隔壁衝突事故という2件の問題が発生しました。これらに対し、当該部署に安全衛生管理室から「不適合是正処置報告書」を発行し、その是正策や有効性の確認・評価については安全衛生委員会、IMS会議などで管理し、再発防止を図りました。また、一部機械間の通路が基準を満たしていない等の設備面の課題が5件検出され、是正処置を実施しました。

このような問題・課題を踏まえ、2014年度は、環境・労働安全衛生に関する法規制の教育を各部署にて実施し、改めて法令遵守の重要性を啓発しました。



衛生管理者による職場パトロール

今後の課題と方向性

品質管理に関しては、引き続き、成分分析を徹底し、基準に則った品質の製品、規制されている有害物質を含まない製品の提供を徹底していきます。

環境に関しては自主管理基準確認表を使用し、遵守状況の確認を確実に実施していきます。また、法規制等遵守の必要性についても社員をはじめとする従業員に教育し、コンプライアンスを推進していきます。

安全に関しては、管理・監督者を対象とした定期的な労働安全衛生関連法規制の勉強会の開催を計画的に行い、知識・理解度の向上に努めていきます。

当社は、品質・環境・労働安全衛生を確実に管理し取り組みを改善していくために、社員をはじめとする従業員の意識と能力の向上が必須と考えています。そのため、さまざまな教育・訓練を実施しています。

IMSに関する教育・訓練

当社は、IMS活動の目的および具体的手順を社員に理解させ、取り組みを社内に浸透させるため、さまざまな教育・訓練を実施しています。毎年カリキュラムを作成し、各階層および各部署でIMSに関する教育・訓練を実施しています。IMSに関する教育・訓練において、常にリスクを意識し、自らどうすべきかを考えて業務を遂行できる従業員の育成が最重要と考えています。そのため、教育資料を毎年見直し、わかりやすい教育を目指して改善を図っています。

業務を実施する上で品質・環境・労働安全衛生は別々に考えるものではないため、IMS活動に関する全社員向けの教育は共通的な内容となっています。

また、品質・環境・労働安全衛生に影響を及ぼす仕事に従事する社員および協力会社に対しては、力量の保持を必須としています。そのため、当該社員に対し、必要な教育・訓練を行い、継続的な力量保持に努めています。

2014年度の主な活動と実績

これまでは各部署において、自部署の作業に関する力量評価は実施していましたが、品質・環境・労働安全衛生に関して力量評価を実施する部署はわずかでした。そこで、2014年度は、全社員にIMSの目的、効果等を理解させ、システムの運用に必要な力量を持たせることを目標に取り入れました。

また、全社員向けのIMS教育については、マネジメントシステム体系として共通する部分、および品質・環境・労働安全衛生の3つのシステムすべての問題の改善に有効な「なぜなぜ分析」や「QC手法」



社内品質管理と標準化セミナー

について、事例を紹介しながら教育を実施しました。このカリキュラムはIMSとして統合されたことによって生まれ、効率化と相乗効果をもたらしています。

品質に関する教育

従来から実施していた「新入社員の品質管理セミナー」および「QC手法」の教育内容を見直し、より当社の事業に即した内容としました。また、若手技術者を対象に、問題解決能力を身に付けるための教育「品質管理と標準化セミナー」をスタートさせました。

環境に関する教育

全社員向けに実施しているEMS^{*}一般教育の内容を見直し、EMSに関する説明に加え、環境側面に特化した教育を実施し、実際に環境側面の抽出作業を取り入れました。これにより、EMSの仕組みについて社員の理解が深まりました。また、環境関連資格の取得支援を行いました。

※環境マネジメントシステム
(Environment Management System : EMS)



EMS一般教育

■環境関連技術資格と取得者数

資格の名称	取得人数
公害防止管理者大気第一種	21
公害防止管理者水質第一種	14
公害防止管理者ダイオキシン類	9
特別管理産業廃棄物処理業に関する処分課程	1
産業廃棄物焼却施設技術管理士	19
産業廃棄物中間処理施設技術管理士	2
ごみ処理施設技術管理士	6
破碎リサイクル施設技術管理士	2
産業廃棄物最終処分場技術管理士	2
特別管理産業廃棄物管理責任者	6
環境計量士（濃度）	5
環境計量士（騒音・振動）	2
環境社会検定（エコ検定）	14

労働安全に関する教育

「危険感受性を高めるための教育」として危険予知訓練（KYT）、リスクアセスメントに係る教育、危険体感教育を毎年実施しています。新入社員へは一般安全教育のほか、危険体感教育も2013年度同様に実施しました。危険体感教育では、安全ルールが守られなかった際の「巻き込まれ」、「挟まれ」等の疑似体験を実施しました。その他の教育として、勤務経験に合わせて職長教育、中堅社員教育も実施し、安全の大きな目標であるゼロ災害に向けた全体的なスキルアップのための教育を実施しました。



危険体感教育



今後の課題と方向性

IMSの継続的改善を効率的に推進するために、各マネジメントシステムに共通する課題に活用できる教育内容を充実させる必要があると考えています。教育成果の確認と、教育内容の見直しを継続し、さらなる有効性向上を図っていきます。

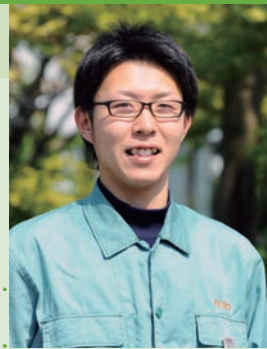
また、受講した社員が教育を受けた後に、教育成果を自分の職場で実際に活かせるように、2014年度はより実践的な内容に見直しました。特に、品質管理における「なぜなぜ分析」は、教育の中で受講者が職場の問題について「なぜなぜ分析」を行い、その結果を講師と他の受講者と一緒に考えることで、教育効果が上がりました。今後は、この「なぜなぜ分析」の開催回数を増やし、全従業員が受講できるようにしたいと考えています。

今後の課題として、従業員一人ひとりのIMSに関する力量アップに向けて、力量の評価基準、教育の有効性評価等の基準について、より効果的な内容に改善したいと考えています。また、繰り返し行うことでリフレッシュや定着を図る教育や、作業等を体験で学べる教育訓練を充実していきます。

VOICE

製造部 製造一課
原料処理グループ

坊山 健正



IMS社内教育を受講して

私はIMS社内教育の中の「なぜなぜ分析セミナー」を受講しました。業務の不具合等、原因を見つけ、再発防止となる対策を行い、それを維持できるルール決めの流れを学びました。論理的思考による問題解決力の向上を図ることを目的とした内容で、とても参考になりました。

受講後、私自身が日常業務で起きた問題について「なぜ？なぜ？」と考えるようになりました。今後も研修で学んだ流れに沿い、再発防止策に繋がる要因を出すためになぜなぜ分析を活用していきます。先輩方にアドバイスを頂きながら、これからも頑張ります。

安全衛生管理室
安全衛生課

主任 加賀 充貴



わかりやすい教育で 事故や危険のリスクを減らす

危険予知訓練（KYT）は従来から行ってきましたが、リスクアセスメント教育はマネジメントシステム認証取得時に始めたもので、私自身も受講する立場にあった時は、これまでになかった新しい考え方や手法に慣れるのに苦労しました。しかし、教育する立場になってからは、自分自身の経験を活かし、リスクアセスメントの考え方や手法をいかに理解してもらうかを第一に考えて、受講者にできる限りわかりやすい資料の作成や、説明の工夫に努めています。

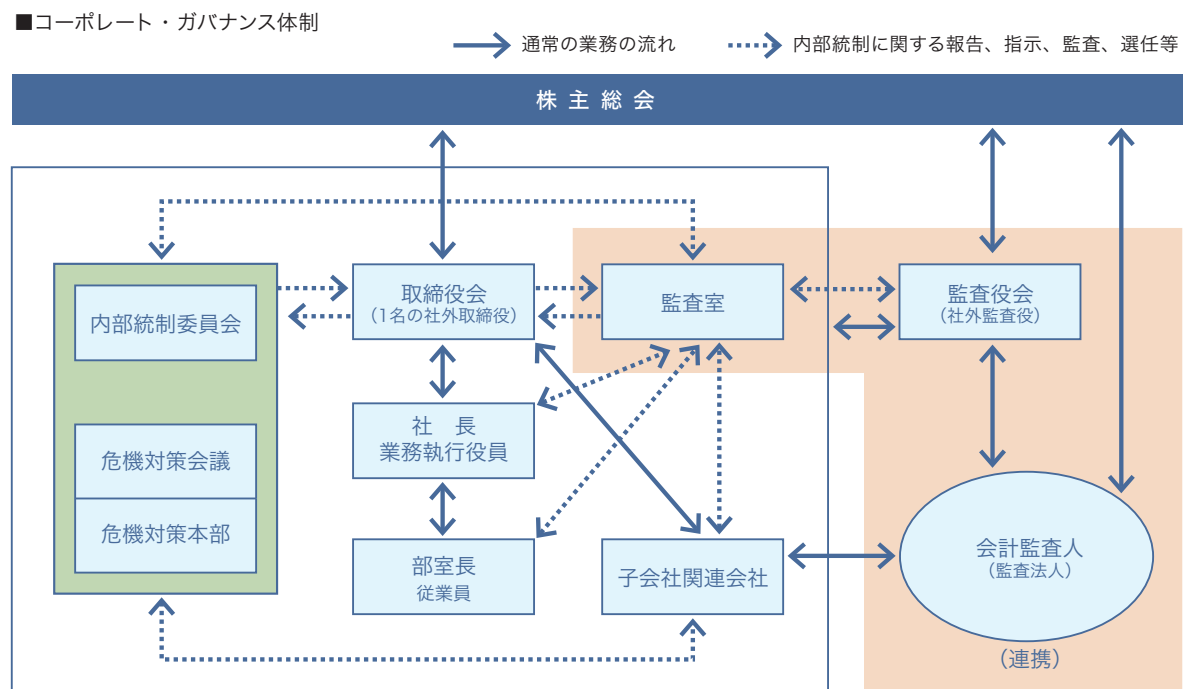
危険体感教育も本格的に始めて日が浅いですが、新入社員が自分の職場で作業を行うにあたり、「こういう場面だったな」というような気付きになればと考えています。

当社は、企業価値の向上を目指し、迅速な意思決定と経営の効率化を図るとともに、監督機能の強化によって経営の透明性や健全性を確保することで、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図っています。その中で、リスクマネジメントおよびコンプライアンスに関する対応も確実にを行っています。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、取締役・監査役制度を中心にコーポレートガバナンスの充実を図り、公正で透明性のある経営機構を構築することを基本的な考えとしています。当社の経営体制は社外取締役1名を含む取締役8

名、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されています。また、意思決定と業務執行機能を分離するため執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化と事業環境変化への対応力強化を図っています。



●取締役会

取締役会は、経営環境の変化に迅速かつ適切に対応するため、毎月の取締役会開催に加え、取締役間で随時打ち合わせを行い、迅速な対応、効率的業務の執行および取締役間の業務の執行監視を行っています。

●経営計画委員会

経営計画委員会は、取締役および所管部長・室長により構成し、会社の業務運営方針および経営計画（原案）を策定し、社長に答申します。社長は答申に基づき当該計画を取締役に提案します。

●監査役会

監査役会は、取締役の公正な業務執行を期する

ために監査を行います。独立性を保つため、4名中3名が社外監査役（非常勤）で構成され、非常勤を含めた監査役全員がすべての取締役会に出席できる体制にしています。

●内部監査体制および監査役・監査法人との連携

内部監査に関しては、監査室（2名）を設置し、組織・制度監査、業務監査、会計監査等を行い当社グループ全体の「財務報告に係る内部統制の評価」等を実施しています。

監査役監査は常勤監査役1名を中心に4名の監査役が年次監査計画を作成し、それに基づき監査を行っています。

監査役と監査室および会計監査人の相互連携に

ついては、監査報告会を年4回実施し連携を図っています。監査役と監査室においても相互連携を図るために随時情報交換の場所を設置し、監査計画の実施状況の確認および調整ができるような体制を整えています。

社外取締役には監査状況を監査室から取締役会を通じて報告しています。

●会計監査等

会計監査については、専門の監査法人が実施しています。また、法令遵守に基づいた経営を行うため、法律上の判断が必要となる場合は、随時顧問弁護士に確認ができる体制を整えています。

リスクマネジメント

企業を取り巻く環境は変化が早く、さまざまなリスクが存在し、複雑化しています。このような経営環境の中で、事業をリスクから守るため、当社ではさまざまな対策を講じています。

大規模な事故や災害、不祥事等への対処については、「危機管理規定」を制定し、平常時より「危機対策会議」において事故や災害等を想定した対策を講じ、有事の際には、「危機対策本部」を設置し、社長を本部長として対応することを規定しています。

経営管理上のリスクについては、取締役会に上程し、対応を決定しています。また、日常業務におけるリスクは、管理規定や業務マニュアル等を作成することで対応しています。

コンプライアンス

当社は「経営方針」、「企業倫理規範」、「企業行動基準」を取締役会で制定し、法規制等の遵守を掲げています。また、これらの方針や規範等に基づいた業務の執行を確保するため、取締役会の諮問機関として内部統制委員会を設置し、管理することでコンプライアンスを推進しています。

当社は、コンプライアンス並びに社会的規範の遵守に関して以下を掲げ、取締役をはじめとする役員および社員全員が認識し、業務を遂行しています。

1. コンプライアンスおよび社会的規範ならびに社会的良識に基づいた企業活動を行う。

2. 社会の秩序・安全を脅かす反社会的勢力と絶縁し、健全な企業活動を行う。
3. 国際的事業活動において、国際ルールや現地の法令を遵守し、また現地の文化や習慣を尊重し、その国の発展に貢献する企業活動を行う。

内部統制委員会では、当社の業務における法令遵守を確保するシステムの構築のため、以下のような事項等を行っています。

1. 業務に関して法令の遵守を確保するための施策の検討
2. 運用されている各規定・規則等の問題点の検討および整備
3. 法令遵守意識を高めるための教育および研修計画の作成
4. 連結子会社への法令遵守の指導

当社の業務における法令遵守を確保するため、全ての部署において、業務における関係法令等の定期的遵守状況の把握と問題点の抽出を行い、四半期毎に点検を実施しています。その結果は、取締役会に報告を行っています。

コンプライアンス教育として、新入社員、管理職等へ映像研修を行い、コンプライアンスの重要性について認識を深めています。

反社会的勢力排除の取り組み

当社は、反社会的勢力および団体等とは一切の関係を持たないこと、また、反社会的勢力および団体などからの要求を断固として拒否することを規定しています。従来から担当窓口を設置して情報を一元管理するとともに、警察および特殊暴力防止対策連合などの関連団体と連携する体制を整えています。また、社員への啓発として「不当要求の手口と対応」等の映像研修を行っています。